平成26年度第1回動物愛護業務強化検討会次第

日時:平成26年6月2日(月)

10:00~12:00

場所:動物愛護センター

- 1 開会挨拶
- 2 議 題
 - (1)動物愛護に関する現状及び課題について(資料1)
 - (2) 定時定点引取りの見直しについて(資料2)
 - (3)譲渡の促進について(資料3)
 - (4) その他
 - ・ 啓発事業強化に係る動物愛護講演会等について(資料4)
 - その他
- 3 閉会

出 席 者 名 簿

区分	所属	役 職	氏 名
学識経験者	広島市安佐動物公園 帝京科学大学	元園長 元教授	福本 幸夫
地域住民代表	広島県議会議員		岡﨑・哲夫
地域住民代表	広島県議会議員		伊藤真由美
獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	専務理事	寺川 康彦
動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協会 広島県支部	支部長	宮崎 誠
行政機関	広島県動物愛護センター	所長	藤井 光子
1] 以(成)天)	健康福祉局食品生活衛生課	課長	積山 宝

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名
健康福祉局食品生活衛生課	食品衛生担当監	松岡 俊彦
健康福祉局食品生活衛生課	主幹	東久保 靖
健康福祉局食品生活衛生課	専門員	柳本(慎治
広島県動物愛護センター指導課	課長	冨永 健

会議配布資料

- 資料1 動物愛護に関する現状及び課題について
- 資料2 定時定点引取りの見直しについて
- 資料3 譲渡の促進について
- 資料4 啓発事業強化に係る動物愛護講演会等について
- 資料5 県政への提言メール等

資料1

動物愛護に関する現状及び課題について

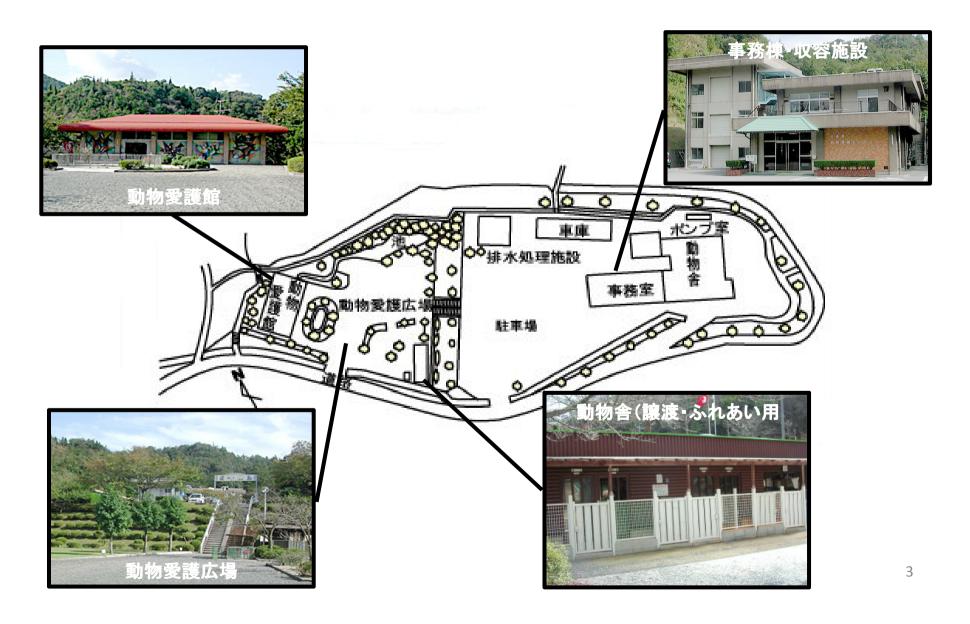


広島県健康福祉局食品生活衛生課

沿革

- ・ 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく 業務については、県内の各保健所に狂犬病予防員 (獣医師)を配置して執行していた。
- 動物の保護及び管理に関する法律[※](昭和48年法律第105号)が公布されたことに伴い、この法律に基づく業務とこの法律と密接な関係にある狂犬病予防法に基づく業務を一体的に遂行するため、昭和55年4月に広島県動物愛護センター(三原市本郷町)を設置した。
 - ※ 平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称

動物愛護センター配置図



組織体制

(平成26年4月1日現在)

単位:人

	事務吏員	技術吏員	非常勤	协職員	計	
		(獣医師)	動物愛護相談員 (獣医師)	動物愛護専門 スタッフ		
所 長		1(1)			1(1)	
総務課	3(1)				3(1)	
指導課		6(4)	3	12(7)	21(11)	
合 計	3(1)	7(5)	3	12(7)	25(13)	

()内は女性職員の数

県内の動物愛護(管理)センターの管轄図



業務の概要

動物愛護管理業務

【愛護】

- •動物愛護教室
- •犬・猫の譲渡・返還
- •しつけ方教室
- 犬・猫の飼育講習会
- 負傷疾病動物等の収容 など

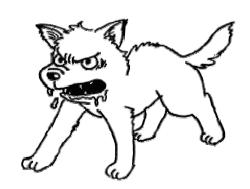
【管理】

- •特定動物の飼養許可・指導
- ・動物取扱業の登録・指導
- 適正飼育相談•指導
- ・犬・猫の引取り
- 人と動物の共通感染症等の調査研究

狂犬病予防業務

【危機管理】

- 放浪犬等の保護
- ●狂犬病発生時の措置 など



広島県動物愛護管理推進計画

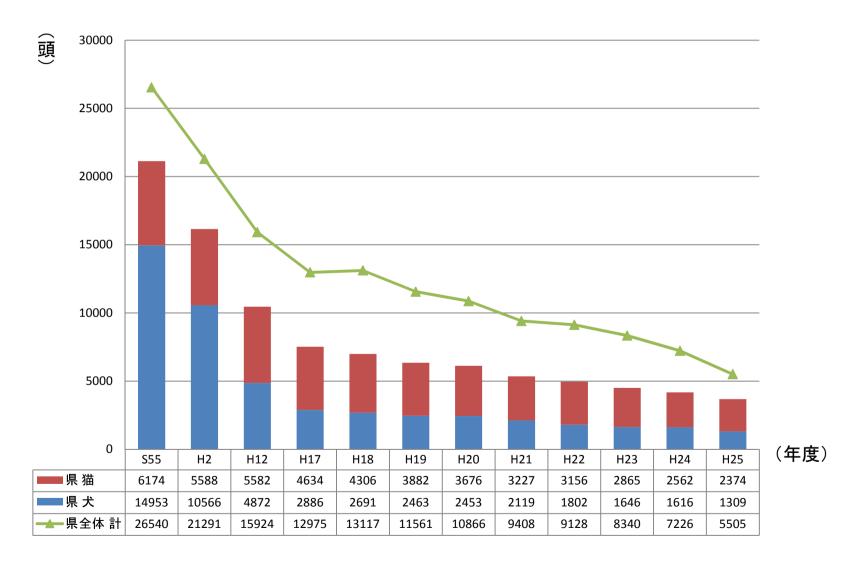
- 平成18年に一部改正された動物愛護管理法に基づき<u>策定(平成</u> 20年3月)。平成24年9月の法の一部改正を受け、計画の<u>見直し</u>を 行った(<u>平成26年3月</u>)。
- 毎年,動物愛護管理推進協議会で,本計画の進捗状況の点検を行うなどして,本県における動物愛護管理施策の方向性を協議している。

	見直し前	見直し後
計画期間	平成20~29年度(10年間)	平成26~35年度(10年間)
数値目標	平成29年度の犬猫の致死処分数を、平成18年度の致死処分数から50%減少(約6,500頭)	平成35年度の犬猫の致死処分数 を, 平成18年度の致死処分数か ら <u>75%減少</u> (約3,200頭)

※広島県動物愛護管理推進協議会構成員

関係自治体, 獣医師会, 動物愛護団体, 動物取扱業者, 学識経験者, 試験研究機関, 地域住民の代表

動物愛護センター開所当時からの殺処分数の推移



平成25年6月24日(月)

11年度

クリック

- う努めることを明文 主に返還したり、新し

場化。

相応の理由がな に引き取

8340 匹 急務

とめで分かった。野外で繁殖する犬猫が多いためで、引き取りの有 ないための努力をさらに進めるべきだ」と訴える。 料化などにより抑制効果は出ているものの、動物愛護団体は「殺さ 猫が計8340匹に上り、都道府県で最多だったことが環境省のま 同県内では動物愛護 広島県内の四つの動物愛護施設が2011年度に殺処分した犬と 6匹持ち込まれた。1 11匹、譲渡は321匹。 (衣川書)

(た。引き取り先がなく) され、675匹に新た 一匹持ち込まれ、 殺処分されたのは23 42匹。猫は6312 5,537 3,217 1,950 1,412 返還は れた。 月から引き取りを有料 6%) 減少した。 にしたことで、 匹。県と呉市が11年7 に比べ788匹(8・ 殺処分は計8340 10年度

野良猫を引き取る。

11年度、

犬は320

なった犬猫や野良犬、

市の施設が、飼えなくと広島、呉、福山の3

管理法に基づき県動物

95匹が飼

い主に返還

5998匹が殺処分さ

気やかみ癖がなく、 愛知県も27・4%減の 匹、ワースト2だった20・7%減の7428 県最多だった大阪府は 大阪府は6年前から病 6665匹になった。 ただ10年度に都道府

2011年度の犬と猫の

1,444 3 福岡 1.880

1,721

905

460

242

位府県

1 広島

2 兵庫

4 大阪

10 山口

24 岡山

40 島根

43 鳥取

5 愛知 1,391

殺処分数

猫

5,998

6,330

5,588

6.557

5,274

3,816

2,312

1,490

1.170

計

8,340

7,774

7,468 7,428

6,665

|た犬は飼い主が決ま の効果が働いたとみ 取りを有料化。 県は、県内全域で引き るまで保護する。愛知 それら た広島県が最多となっ

両府県が大きく減ら

「残念だ。

食品生活衛生課は 動物の命を

る

分にする。二酸化炭素からない場合に殺処からない場合に殺処でき、別き取った犬猫 づき、引き取った犬猫 道府県などが条例に基 犬、猫の殺処分 都 匹がピーク。その後は一大猫をできるだけ飼い83年の2万1415 | は自治体が引き取った 島市分を除く)は19によると殺処分数(広 法が一般的。広島県 を使って窒息させる方 る

呉市は2011年7で減少してきた。県と動物愛護意識の高まり は自治体が引き取っ立。9月施行の改正 91日未満で 以上で11年7と。県と

員立法で1973年

動物愛護管理法

議 た法成議 大震災を教訓に、災害 対験変護管理推進計画 に位置付けることも盛 に位置付けることも盛

き上げられる

ペットを飼ったり、不良らない。責任を持っていい、一次いたい思いは変わ 多の81件に増えた尾道 苦情が昨年度、過去最 苦情が昨年度、過去最 が所有者不明。 る大切さを啓発し殺処 妊・去勢をしたりす 市は「住民や観光客が 18匹のうち8割以上 野良犬 掲げ、12年7月からN同県神石高原町は させないなど、野犬や を設けたり して繁殖を



収容された犬 餌をあげたり、

てに来たりして増えて

野良猫を増やさない取

り組みを強化するべき

(三原市本郷町)

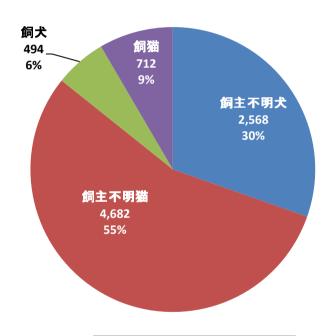
る。 設へ持ち込まれた95 分を減らしたい」とす 同県では11年度に施

たり、保護シェルターは「不妊手術に助成し 費用の助成も始めた

だ。13年度から飼い犬 支部の宮崎誠事務局長 と飼い猫の不妊・去勢 主探しを進める。殺処 内で保護した犬の飼い O法人と連携して町 日本愛玩動物協会県 12年7月からN

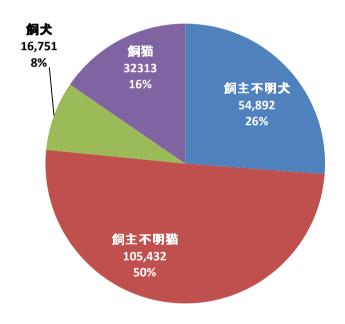
県内動物愛護(管理)センターの犬猫の収容状況

広島県全体 (平成24年度)



飼い犬猫 : 飼主不明 15% : 85%

全国の状況 (平成24年度)



飼い犬猫 : 飼主不明

24% : 76%

犬猫の殺処分数削減に向けた取組み

広島県動物愛護管理推進協議会に作業部会を設置し、県獣医師会、動物愛護団体と取組みを検討した(平成25年度)。

区分	取組
野良犬・野良猫対策 (重点課題)	・「野良犬・野良猫対策協議会の設置」 ・「地域猫活動の推進」など
飼い犬・飼い猫対策	・「所有者からの引取拒否規定の適正な運用」 など
譲渡の推進	- 「団体譲渡の推進」など
教育との連携	- 「命を考える動物愛護教室の推進」など

殺処分数削減に向けての検討課題

- 定時定点方式による引取りのあり方
- ・譲渡を推進するための具体策
- 効果的な広報活動 など

資料2

定時定点引取りの見直しについて

健康福祉局食品生活衛生課

犬猫の引取り規定

動物愛護管理法(第三十五条)

- 都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。
- 所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得 者その他の者から求められた場合に準用
- 都道府県知事等は、犬又は猫を<u>引き取るべき場所を</u> 指定することができる。

環境省告示

 引取る場所の指定に当たっては住民の便宜を考慮 すること

定時定点方式による引取り

- 昭和55年度, 動物愛護センターを設置し, 県内13保健所で行っていた業務を集約 した。
- センターから遠い市町や県民に不利益とならないよう、市町村と協議し設けた制度である。

定時定点方式による引取りの現状

定時定点の見直しの経過

年 度	昭和55年度	平成5年度	平成17年度	平成23年度
設置か所数	230か所	199か所	97か所	24か所

※ 平成23年7月から所有者からの犬猫の引取り有料化に合せて大幅に削減

犬・猫の定点引取り日程(H26.4.1現在)

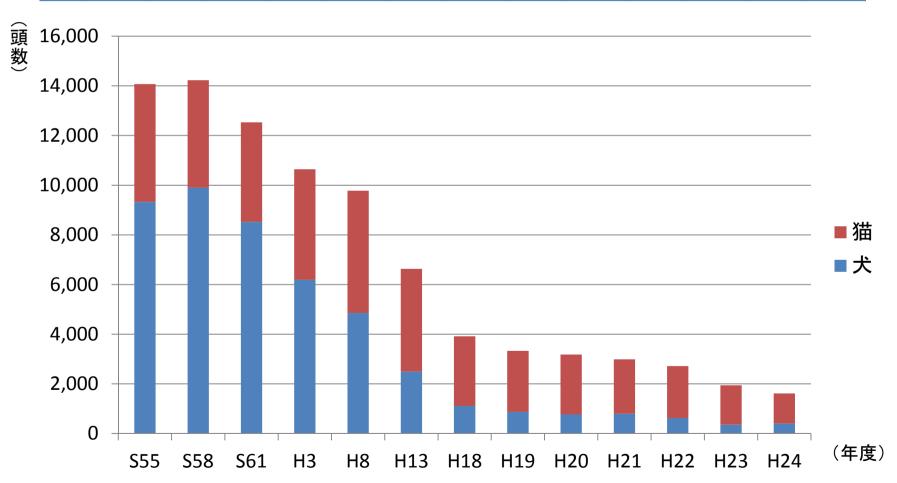
西部ブロック(11定点)	東部ブロック(5定点)
竹原市(第1・3木曜日)	三原市(第2・4木曜日)
14:10 竹原市役所	13:30 東部建設事務所三原支所
大竹市(第1・3火曜日)	尾道市(第1・3水曜日)
9:00 大竹市役所	9:30 旧土地改良区堆肥所
東広島市(第2・4水曜日)	11:20 瀬戸田町公民館
13:40 西部東保健所	(第2•4木曜日)
廿日市市(第1・3火曜日)	11:10 尾道市公会堂前
10:30 廿日市市役所	府中市(第2・4木曜日)
江田島市(第1・3木曜日)	9:30 シルバー人材センター
9:50 江田島市役所	北部ブロック(7定点)
府中町(第1・3火曜日)	三次市(第1・3火曜日)
13:50 府中町役場	10:30 三次市役所
海田町(第2・4水曜日)	11:40 三次市役所三良坂支所
9:00 保健センター	庄原市(第2•4水曜日)
熊野町(第2・4水曜日)	9:00 庄原市役所
11:10 熊野町民会館	10:40 庄原市役所東城支所
坂町(第2•4水曜日)	安芸高田市(第1・3火曜日)
10:00 坂町役場	9:00 安芸高田市役所
安芸太田町(第2・4木曜日)	世羅町(第1・3火曜日)
9:30 安芸太田町加計支所	14:00 甲山農村環境改善センター裏
北広島町(第2・4木曜日)	神石高原町(第2・4水曜日)
11:30 北広島町役場	13:10 神石高原町役場

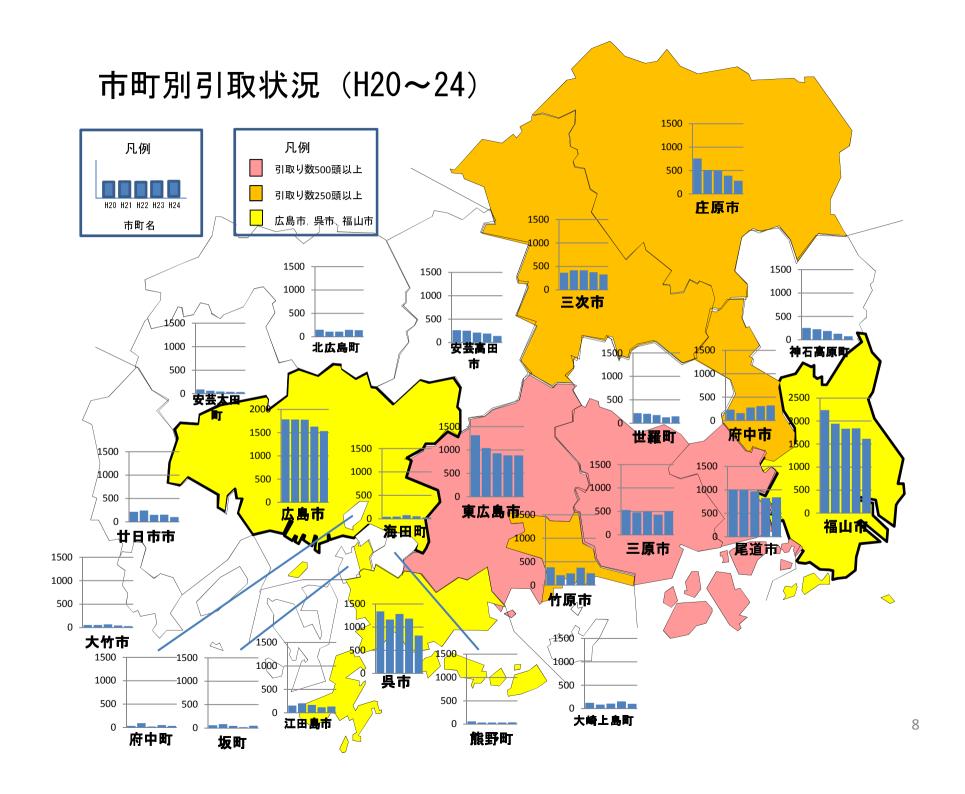
島しょ部センター対応定点 大崎上島町(第2火曜日)

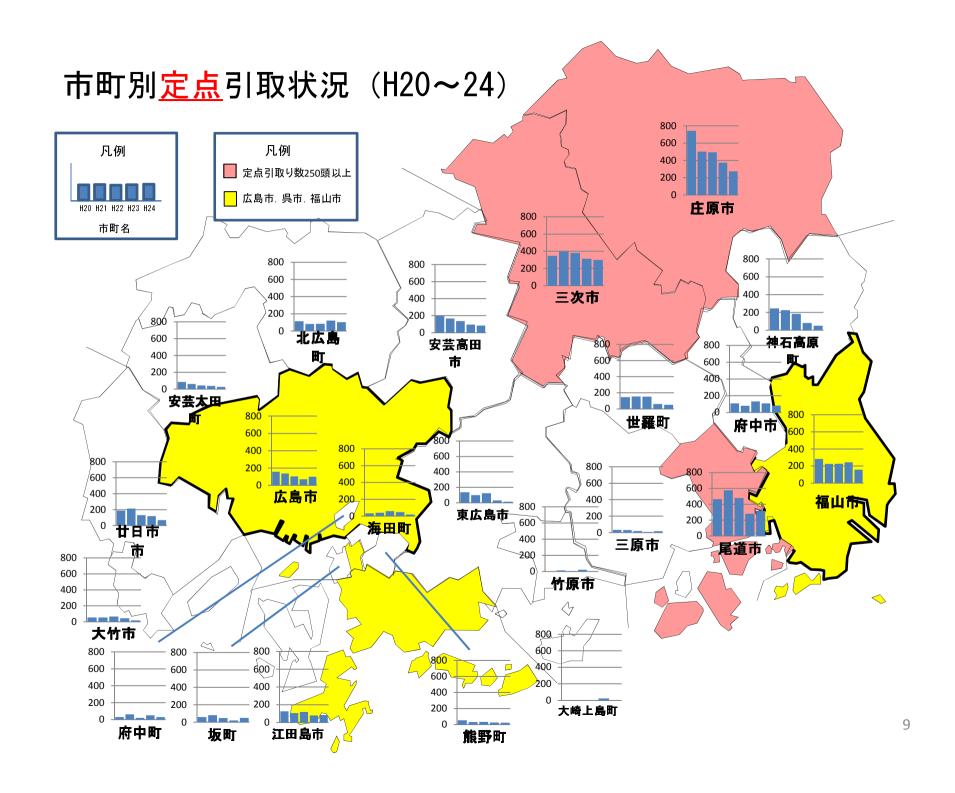
10:20 大崎上島町役場大崎支所倉庫前

定時定点方式による引取り数の状況

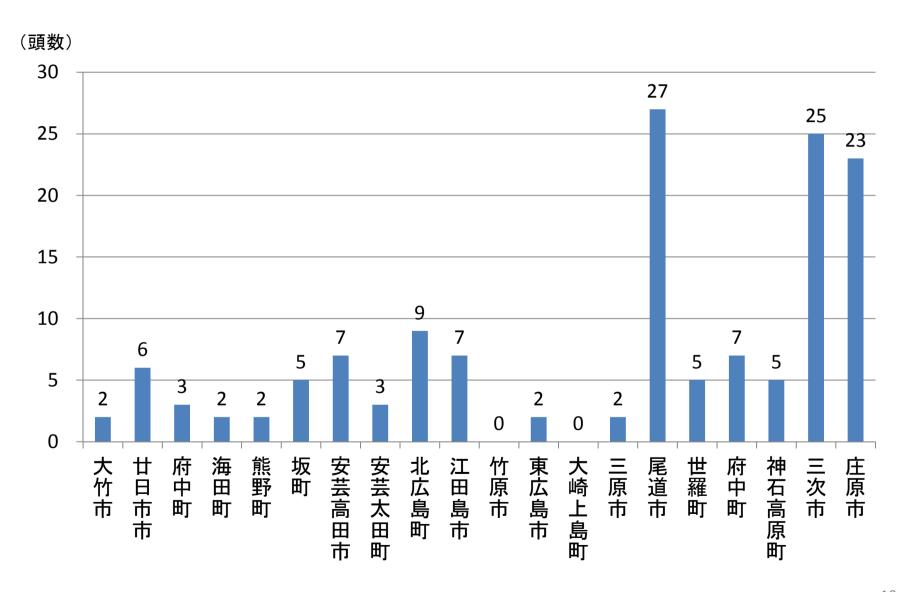
	S55	S58	S61	Н3	Н8	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
犬	9,326	9,901	8,517	6,194	4,855	2,497	1,109	872	772	795	627	358	404
猫	4,743	4,325	4,013	4,450	4,924	4,131	2,810	2,457	2,410	2,194	2,087	1,583	1,213
合計	14,069	14,226	12,530	10,644	9,779	6,628	3,919	3,329	3,182	2,989	2,714	1,941	1,617



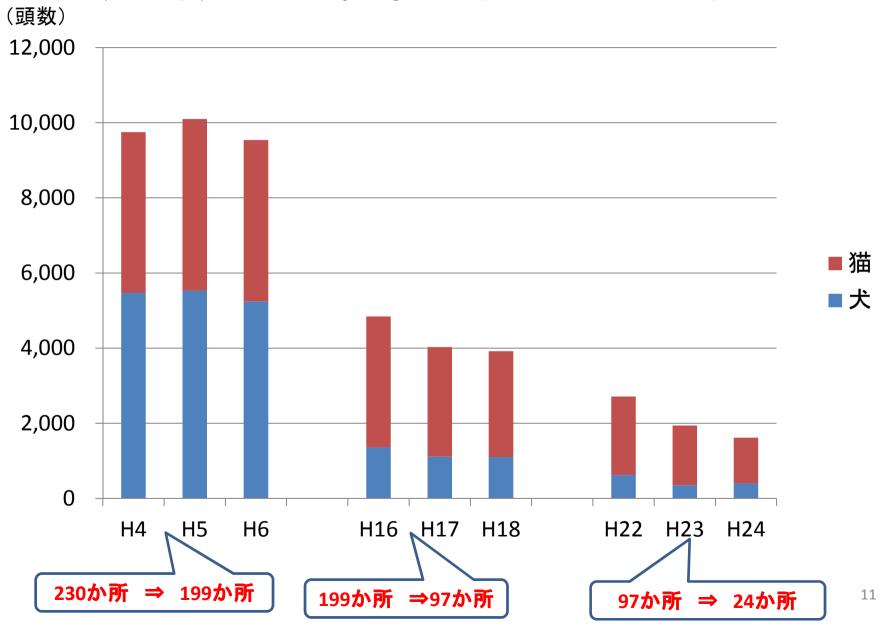




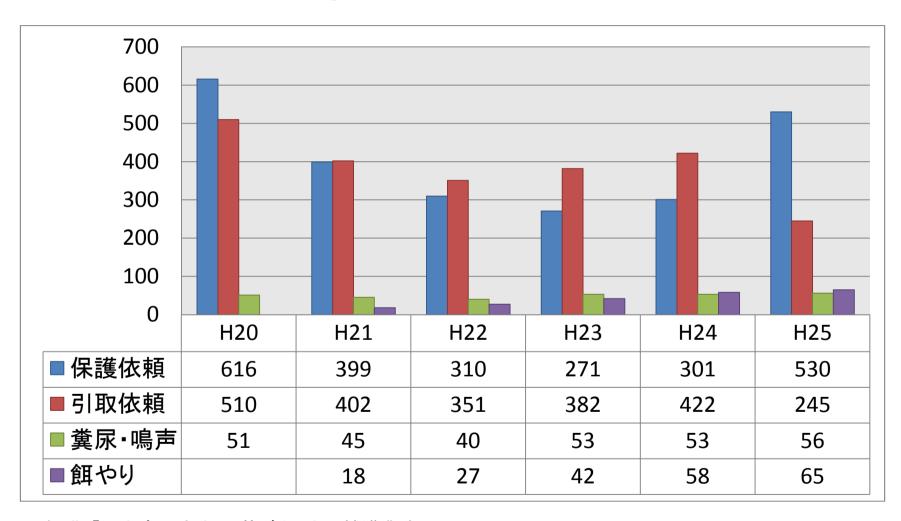
1か月あたりの定点での引取り数(平成24年度)



定時定点の見直し後の引取り状況



苦情の受付状況



- *保護:「狂犬病予防法」に基づく野犬の捕獲業務
- * 引取り:「動物愛護管理法」に基づく飼い主のいる飼えなくなった犬猫及び所有者不明の犬猫の引取り業務

他自治体の引取り場所の状況

県内各動物愛護センターの引取り場所

施設名	引取場所
広島県動物愛護センター	センター 定点24か所(※)
広島市動物管理センター	センター 定点なし(平成25年度から0(4か所→廃止))
呉市動物愛護センター	センター 保健所1, 支所17(※) 定点なし
福山市動物愛護センター	センター 定点9か所(平成26年度から9(16→9))(※)

[※] H25.9飼い主からの引取りは事前連絡制としている。

全国都道府県の引取場所(環境省事務提要より)

平成25年4月1日現在

都 道 府 県	引取場所数	動物愛護セン	保健所	市町	その他	定時定点
1北海道	40		40			
2青森県	6	6				
3岩手県	14		11			3
4宮城県	9 8		9			
5秋田県		1	7			
6山形県	6	4	2			<u>:</u>
7福島県	6		6			
8茨城県]	1				
9栃木県	2	2	1.0			<u>:</u> :
10群馬県 11埼玉県	10 14	1	10 13			: :
12千葉県	18		15 16			
13東京都	4	2	10	2		<u>.</u>
14神奈川県	11	1	9	1		
15新潟県	15	 .	12			
16富山県	9	1	8			
17石川県	9	1	8			
18福井県	7		7			
19山梨県	5	1	4			
20長野県	10		10			
21岐阜県	11		11			
22静岡県	33					33
23愛知県	4	4				
24三重県	10		10			

中 政 核 令 市 市	引取場所数	動物愛護セン	保健所	市町	その他	定時定点
25 滋賀県	25	1	6	18		
26 京都府	20		7	13		
27大阪府	5	1			4	
28 兵庫県	29	5				24
29 奈良県	5	1	4 8			
30 和歌山県	9	1	8			
31 鳥取県	3		3 7			
32島根県	7					
33岡山県	10	1	9	4 7		0.4
34広島県	44	2	1	17		24
35山口県 36徳島県	26 5	1	8 4	18		
37.香川県	4	1	4			
38.愛媛県	51		4:	51		
39 高知県	44	9:	5	37		
40福岡県	13	2	12	01		
41 佐賀県	5		5			
42長崎県	20	2	9	9		
43熊本県	10		10			
44 大分県	13					13
45 宮崎県	11		8			3
46.鹿児島県	16	3	13			
47沖縄県	3	1	2	:		
県計	640					
県平均	13.6					

全国政令市・中核市の引取場所(環境省事務提要より)

平成25年4月1日現在

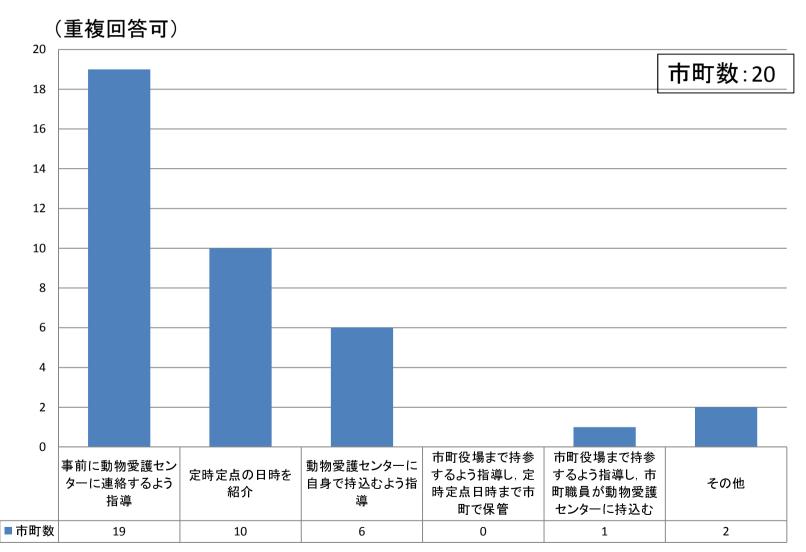
都道府県	引取場場	動物愛護	保健所	市	その他	定時定点
府 県	取 場 所 数	一護セ	旂	町	他	定点
1札幌市	13	2	1		10	
2 仙台市	1	1				
3 さいたま市	1	1				
4千葉市	1	1				
5 横浜市	18		18			
6川崎市	8	1	7			
7相模原市	2		2			
8 新潟市	9		1		8	
9 静岡市	2	2				
10 浜松市	7		7			
11名古屋市	1	1				
12 京都市	11	1	10			
13 大阪市	25	1	24			
14 堺市	7	1	6			
15 神戸市	12	1			11	
16 岡山市	1		1			
17広島市	1	1				
18 北九州市	1	1				
19 福岡市	1	1				
20 熊本市	1	1				
21 旭川市	2		2			
22 函館市	2		2			
23 青森市	1	1				
24.盛岡市	1		1			
25 秋田市	1		1			
26 郡山市	1		1			
27いわき市	1		1			
28 宇都宮市	1		1			
29 前橋市	1		1			
30 高崎市	1	1				
31 川越市	1		1			
32:船橋市	1	1				

	十八八二十八十八十八十八十八十八十八十八十二十八十八十二十八十八十八十八十八十					
中政核令市市	引取場所数	動物愛護セ	保健所	市町	その他	定時定点
33 柏市	1		1			
34. 横須賀市	2	1	1			
35 富山市	1		1			
36 金沢市	4	1	3			
37 長野市	1		1			
38 岐阜市	1	1				
39 豊橋市	1		1			
40 豊田市	2		2			
41 岡崎市	1	1				
42 大津市	1	1			į	
43 高槻市	1		1			
44 豊中市	1		1			
45 東大阪市	1	1			į <u>į</u>	
46 姫路市	1	1				
47 西宮市	1	1				
48 尼崎市	1	1				
49 奈良市	3 2		1		2	
50 和歌山市		1	1		<u>.</u>	
51 倉敷市	1		1			
52 福山市	17	1				16
53 下関市	6	1	1		4	
54 高松市	1				1	
55 松山市	23		1		22	
56 高知市	2	1	1		ļ	
57 久留米市	1	1				
58 長崎市	24				23	
59 大分市	6	1			5	
60 宮崎市	5		1		4	
61 鹿児島市	1	1				
62 那覇市	1			1		
市計	251					
市平均	4.1					-

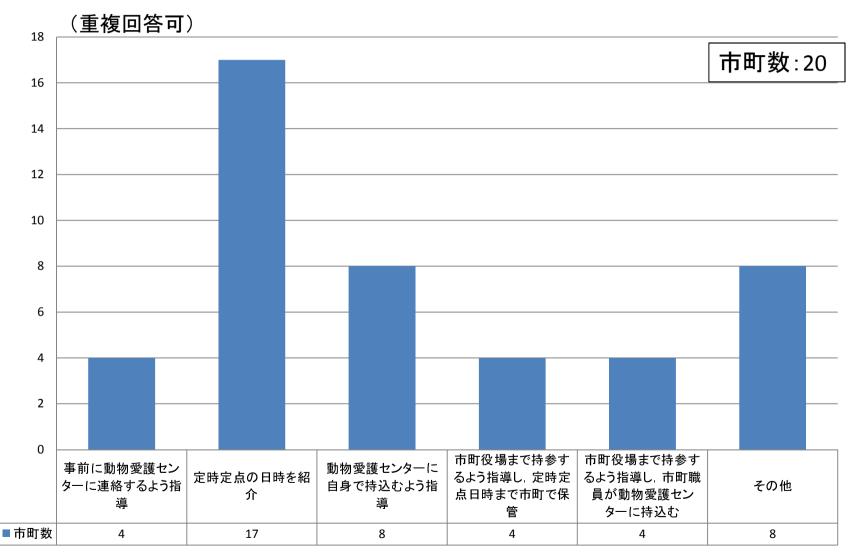
定時定点方式による引取りに係る 市町アンケートの結果

(平成26年5月8日現在)

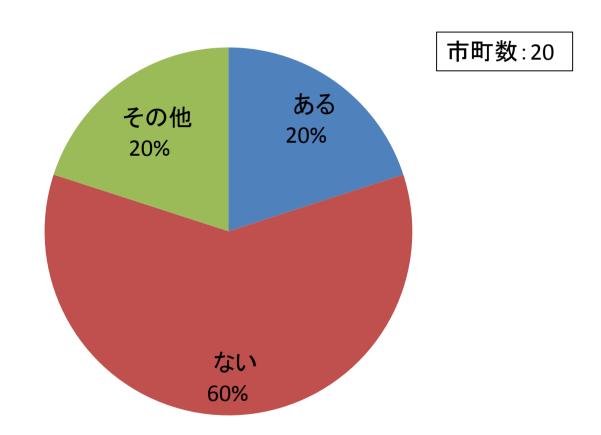
Q1 <u>飼い犬・飼い猫の引取り</u>について,住民から相談があった場合,貴市町では現在,どのように対応していますか。



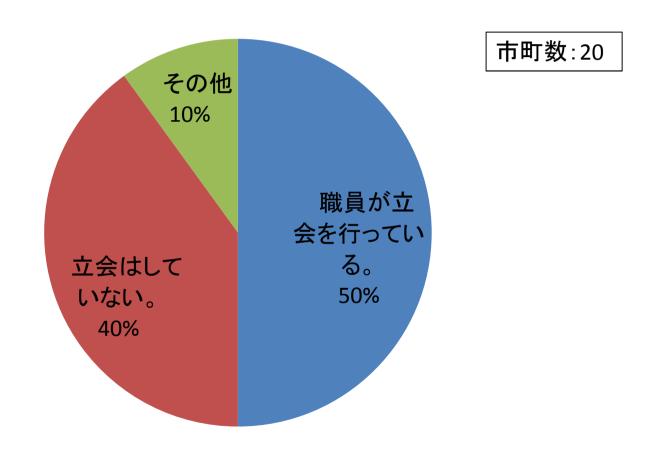
Q2 <u>飼主不明の犬猫の引取り</u>について,住民から相談があった場合,貴市町では現在,どのように対応していますか。



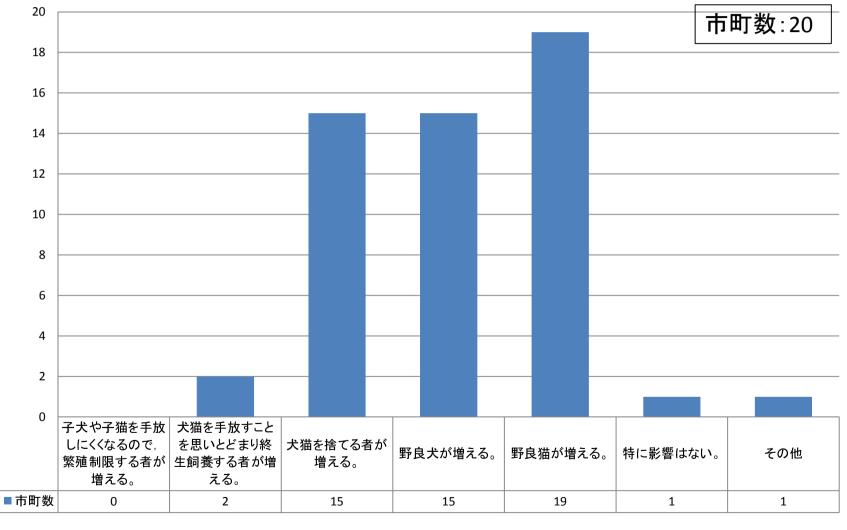
Q3 住民から犬猫(飼い主不明を含む)の一時保管を求められた場合、その犬猫を一時保管する場所がありますか。



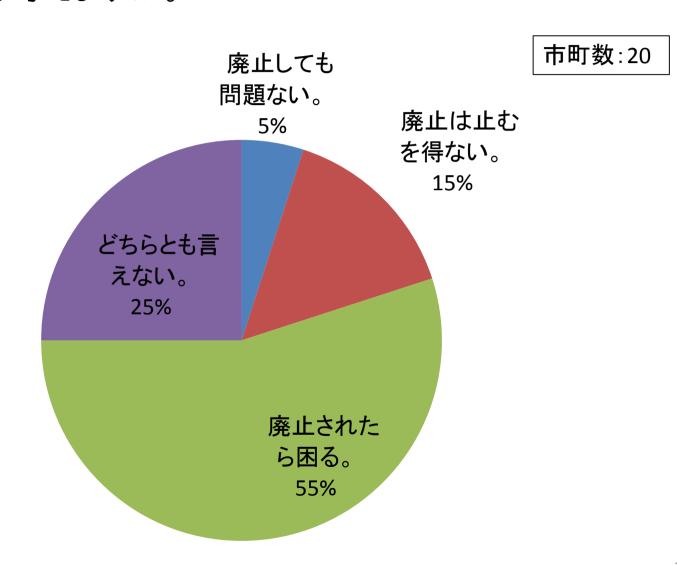
Q4 貴市町定点場所での犬猫の<u>引取りへ立会っていますか。</u>



Q5 <u>定時定点</u>方式による犬猫の引取りを<u>廃止した場合</u>, どのような影響がでると思いますか。(_{重複回答可})



Q6 貴市町<u>定点</u>場所での犬猫の引取りを<u>廃止</u>することについて、どう考えますか。



定時定点廃止に肯定的な意見をした理由

- ・殺処分数削減に取り組んでいることを考えると廃止はやむを得ない。
- 全国的に定時定点方式の引取りを行っている自治体が少ない。
- ・定時定点の利用実績が少ない。

定時定点廃止に否定的な意見をした理由

- 動物愛護センターまで遠いため、犬猫を持込む市町職員や住民の負担が大きくなる。
- ・犬猫の遺棄が増える。
- 野良猫の糞尿等の被害が増える。
- 市町に対して引取り依頼があった場合,飼育施設がなく対応が不可能である。
- 高齢化率が高く自力で持込むことができない 住民が多い。

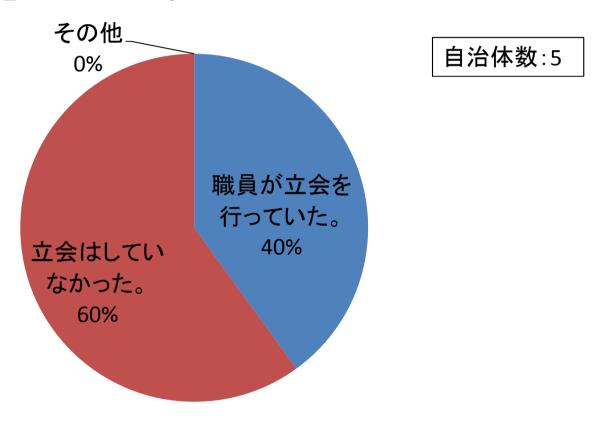
定時定点を廃止した場合の代替措置

- 動物愛護センターの保護(捕獲)作業を強化する。
- 各自治体へ大型サークルを無償提供する。
- 地域猫活動など住民に納得いただける方法を確立する。
- 飼い猫・野良猫の不妊去勢手術費用を補助する。
- 交通手段を持たない住民に支援する。
- 市町職員が動物愛護センターまで持ち込まなくても良くなるような措置を行う。
- 県西部地域における引取場所を確保する。
- 各市町の取組に対して財政的な支援を行う。

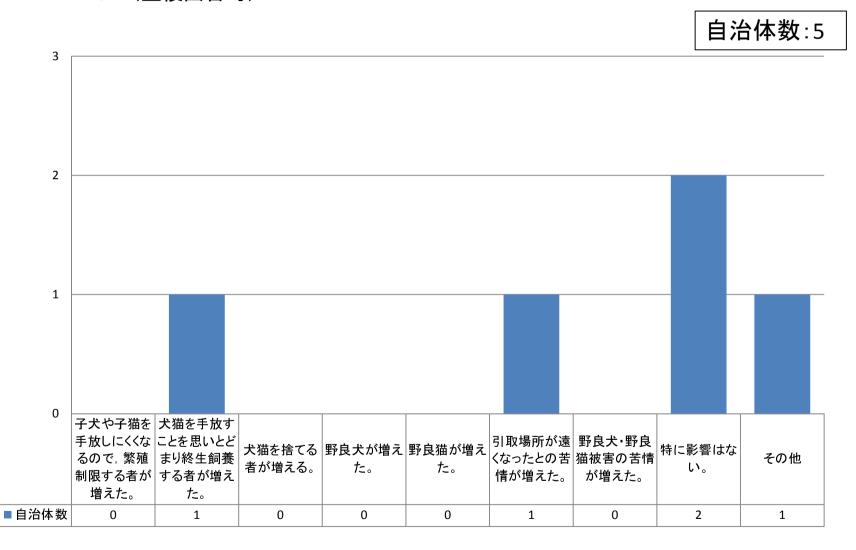
他県の状況

引取場所を大幅に削減した自治体アンケート調査結果

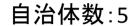
引取り場所を大幅削減する以前,引取り場所での犬猫の<u>引取</u>りへの立会を実施していたか。

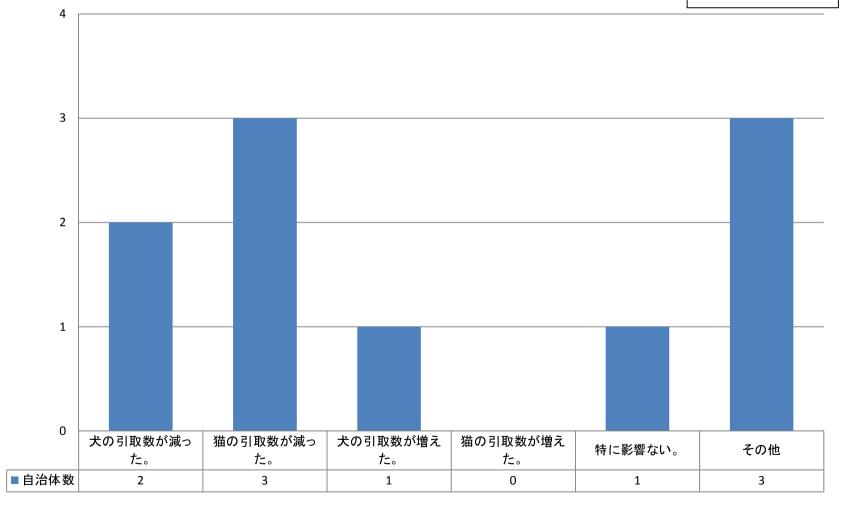


犬猫の<u>引取り場所を大幅削減</u>した結果, どのような<u>影響</u>がでましたか。 (重複回答可)



犬猫の引取り場所を<u>大幅削減</u>した結果, 犬猫の<u>引取数</u>にどのような<u>影響</u>がでましたか。(_{重複回答可)}





野良犬・野良猫の増加への対策

- 各市町村・各警察署における一時保護動物の収容を民間委託により実施した。
- 県獣医師会, 県警本部と連携して, 動物の遺棄 防止を呼びかけるポスター等の作成を行った。
- モデル地域において, 野良猫の不妊去勢手術 費用の助成など地域猫活動を支援した。

引取場所が遠くなった者への対策

- 市町村に対し、犬猫の引取り依頼の取次を依頼した。
- 地域特性等を考慮しつつ, 段階的に引取場所を集約した。
- 飼主の病気等で引取場所への持参が不可能な場合, 飼い主宅まで出向いて引取る又は保健所で引取ることとした。
- 引取場所が集約化されることを、HP、広報などで事前に周知した。

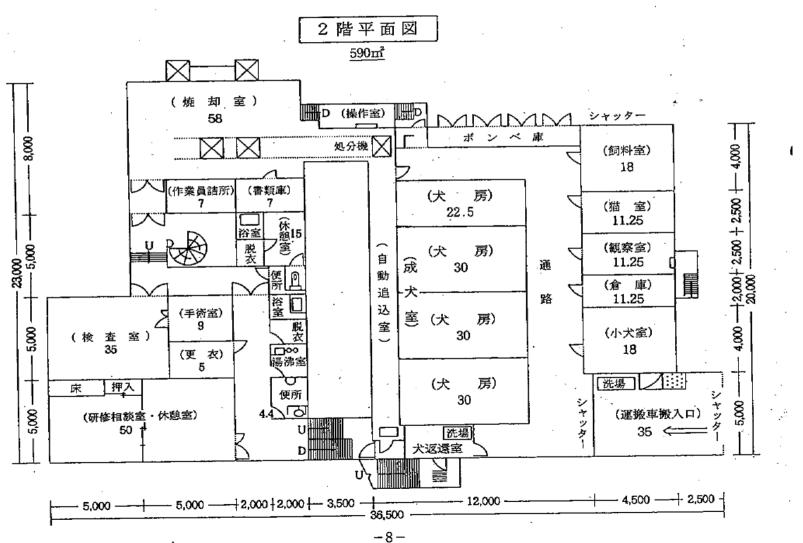
資料3

譲渡の促進について

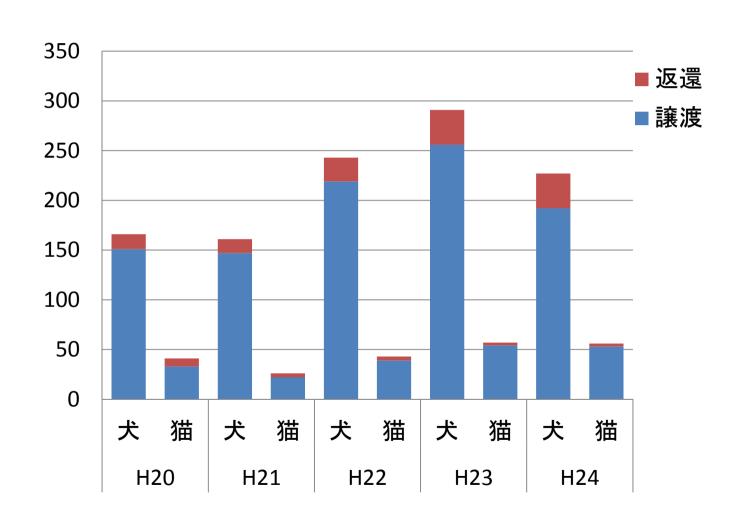


広島県健康福祉局食品生活衛生課

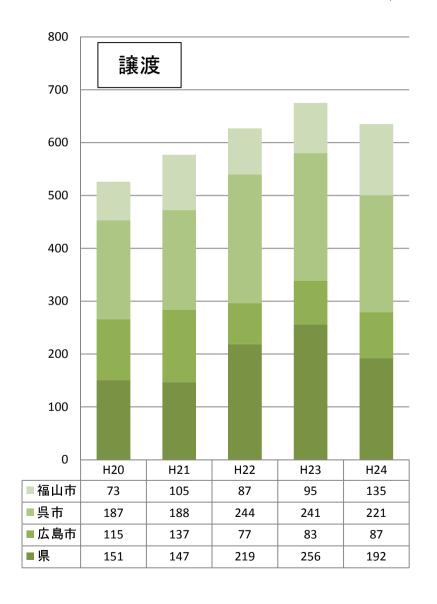
犬猫の収容施設

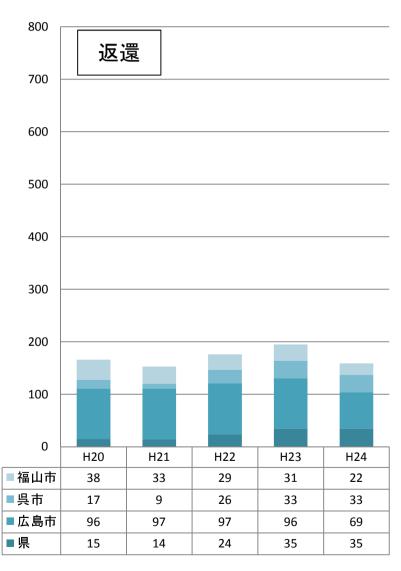


県動物愛護センターの返還・譲渡の状況

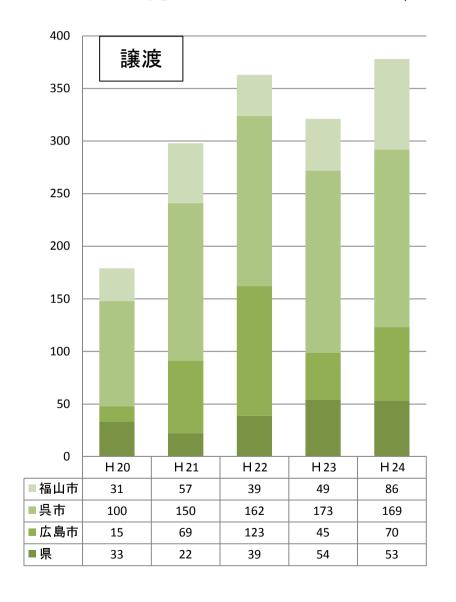


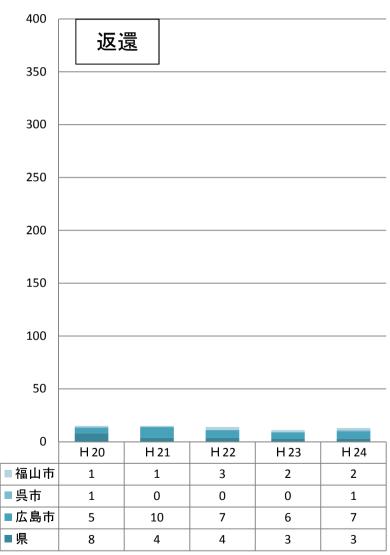
犬の返還・譲渡状況(全県)





猫の返還・譲渡状況(全県)





犬猫の返還率

平成24年度

		犬		猫					
	引取数 (不明)			引取数 (不明) 返還数		返還率			
県センター	1,636	35	2.1	2,293	3	0.1			
広島市	154	69	44.8	1,172	7	0.6			
呉市	387	33	8.5	358	358 1				
福山市	391	22	5.6	859	859 2				
県全体	2,568	159	6.2	4,682 13		0.3			
全国	54,892	16,157	29.4	105,432	295	0.3			

犬猫の譲渡率

平成24年度

		犬		猫					
	引取数 譲渡数 譲渡率		引取数	譲渡率					
県センター	1,856	192 10.3		2,630	53	2.0			
広島市	255	87	34.1	1,282	1,282 70				
呉市	437	221	50.6	381	169	44.4			
福山市	514	135	26.3	1,101	86	7.8			
県全体	3,062	635	20.7	5,394	378	7.0			
全国	71,643	17,112	23.9	137,745	14,563	10.6			

取組の現状と課題

元の所有者への返還

所有者明示の実施の普及啓発

犬鑑札、迷子札、マイクロチップの装着 課題⇒啓発の強化

ホームページの迷子情報の充実

迷子の犬猫を写真付で掲載 課題⇒収容期間の延長に伴う感染防止 対策の徹底

動物愛護団体との連携の拡大

田は祭録の出出	登録数	譲渡頭数(平成25年度)					
団体登録の状況	豆	犬	猫				
広島県	17	332(72%)	75 (68%)				
広島市	16	31(46%)	429(94%)				
福山市	2	58(32%)	30(22%)				

※()内は団体譲渡が占める割合

課題⇒団体登録の拡大 ⇒特定の団体に偏らない譲渡

譲渡の促進

ホームページの譲渡情報の充実

譲渡用犬猫を写真付で掲載

課題⇒HPのさらなる充実

譲渡制度の周知

- ホームページに掲載
- 広報紙へ掲載

課題→さらなる周知が必要(専門業者への ポスター・リーフレットの作成委託など)

資料 4

動物愛護講演会(案)

○ テーマ:

「広島県の進むべき道―人と動物との調和のとれた共生社会を目指して―」 あるいは「動物の輝く未来を目指して―犬と猫の今後は―」

広島県での殺処分数が全国最多となった事実を受け止め、広島県において人と動物が一緒にどのような方向を目指して共生社会を進めていくのか、どのように取り組んでいくのか考えていく。

日時: 平成27年1月 日 午後1時30分開会~午後4時閉会予定

会場:NTT 基町クレドホール (広島市中区基町)

① 報告

演題:「人と動物との調和のとれた共生社会を目指した県内の取組みについて」 (仮題)

講師: 県内動物愛護団体等

休憩(会場準備) (10~15分程度)

② 基調講演 (60分~90分程度,質疑応答を設ける)

演題:「人と動物との調和のとれた共生社会を目指すためには!」(仮題)

講師:動物愛護活動を推進している著名人

司会:学識経験者

*講演会宣伝用ポスター (300 枚), チラシ (1,000 枚) を作成し, 宣伝を実施する。

〇関連業務

・動物愛護啓発用ポスター、チラシ、グッズ作成

誰が見ても判り易く,一目で興味を引く普及啓発用のポスター等(飼い主に対する適正飼養等)を作成し,講演会等で配布する。

・内訳: ポスター1,000 枚, チラシ 20,000 枚, (キャンペーン用ティッシュ 20,000 個, エコバッグ 3,000 枚, T シャツ 50 枚) 等

県政への提言①

Q: ご提言内容

A: 決められた時間場所に「不要」の犬と猫を回収する「定点回収」というシステム があるそうですね

段ボールに生体を入れて破棄。

保健所に運び、ほとんどが譲渡なく殺処分される。

いづれにせよ、こんな野蛮な事は直ちにやめてください

犬猫も大切な命です,大人がこんな残酷なことをしていて子供たちに虐めはいけない弱者を虐待してはいけないなどの教育ができるのですが?

県政への提言②

宛先 食品生活衛生課

件名 あなたたちは人間ですか??

犬、猫を回収する!?ゴミじゃないんですよ!!意味がわかりません。

人間と同じ命ですよ!!ならあなたたちはホームレスも回収して殺すんですか?! やってることは同じですよね??ただ動物ってだけです。他の県や市では殺処分 O のとこもあるのに。広島は何やってるんでしょうか…。

県政への提言③

Q: ご提言内容

A: 広島県様

はじめましてこんばんは。

早速ですが、こちらは人間と同じ命のある動物を、物のように回収をされているということですが、いったいどのようなお考えでそのようなひどいことをやっておられるのでしょうか???

こんなおかしなことをしているから、人々の感覚が麻痺し、物のように動物を安易 に、簡単にすてるのではないですか?

大人がこのような無神経なことをしているからライン殺人などがおきるので す!!!!

大人が命の大切さを教えず「いらなければダンボールでどうぞ」と簡単に命を捨て させるとはどういった神経をされているのですか?

どうか、捨てる、殺すの選択ではなく、助ける生かすにしていただけませんか? どこの府や県でも同じですが、受ける資格のない生保の人々に税金を使うのであれば、罪のない動物に使ってあげてください

お願いいたします。

ネット上で、定点回収のことをたくさんの人が怒っております。

県政への提言④

お問い合わせ先 … 広報課 タイトル … 糞塚

お問い合わせ内容 …

4月2日の中国新聞記事,広島県は最も無責任な動物の飼育方法:地域猫を奨励しているとみた、先ほど勤務先より帰宅,4か所の糞掃除と土ならしをして,毎日のことそろそろ限界,うちは猫の便所じゃないと思っていた矢先の記事。郊外で野菜を露地栽培しているが、休日農業では限界、なんと邪魔をする地域猫、昨年は人参を3回も蒔きなおした。ネブカねぎは収量が1/3に、移植したレタス全滅と言っていい。みんなふかふかの土の上でじゃれあい、引っ掻き回しおまけに証拠として糞塚を数か所(多い日には5か所以上)残し悪臭漂う犯人はだれだ。

こんな畑で無農薬・有機野菜を育てて子、孫に食べさせようにも、回虫、トキソプラズマ、だに、SFTS??などなどの危険因子だらけでは躊躇する。そんな状況下で地域猫など 150%考えられない、都合のいい時だけ可愛がり餌をやり、糞、尿、発情咆哮、感染症など無関心。地域猫モデル地区に県庁の敷地をまずしなさい。真っ先にたっぷりの残飯、ペットフードをもっていきましょう。そもそも家畜、ペットとはなんですか、必ず飼い主責任が伴うものでしょう。どこかの7条になんとなく書いてはあるけど。

なぜ平和の象徴はとに餌がやれないのですか、平和公園ですよ、ものすごい疑問です。地域はと、平和の象徴鳩です。

広島県が殺処分ワースト、関係ないでしょう、それだけ本気に現場は動いている、 当然引き取り料

金を上げれば依頼頭数は減少するから数字では改善に見られても、現場では放置されたペットが確実に増えている、それこそ動物虐待です。飼い主あってのペット、家畜です。台湾の狂犬病が入ってくればいいと思う、平和ボケ(表現は悪いが)、今だけ、金だけ、自分だけ、目先しか考えてない。本当の成熟した動物と人間関係を作るように考えてほしい、地域猫は住民間紛争に必ず発展する、私自身爆発す前です。

記事(中日新聞)(1)

捨て猫保護断る 知多の施設支所長ら書類送検

(2014年5月16日12時23分)

愛知県警生活経済課は、東海署に届けられた捨て猫を共謀して逃がしたとして、動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)の疑いで、県動物保護管理センター知多支所(愛知県半田市)の男性支所長(53)と東海署の男性会計課長(59)を書類送検した。動物を保護する機関の職員が同法違反容疑で書類送検されるのは異例という。

生活経済課によると、昨年10月ごろ、愛知県大府市の動物病院前で、段ボール箱に入れられて捨てられている雌の子猫をこの病院の職員が見つけ、東海署に届けた。 署の会計課長は知多支所長に保護を依頼した。

支所長は「自力で生きていける場合は引き取れない」として保護を拒否し「逃がして」と猫を遺棄するよう唆したとされる。会計課長は支所長の言葉を受け、署近くの東海市大田町の畑に猫を遺棄したとされる。

支所長と会計課長は昨年8月にも、東海署に届けられた猫を逃がしたとして、昨年 10月の件と併せて同法違反容疑で4月下旬に書類送検された。大府市内の動物愛護 団体が常習性があるとして告発し、県警が捜査していた。

動物愛護管理法では、犬や猫などの愛護動物を遺棄した場合、100万円以下の罰金。昨年11月には三重県川越町の職員2人が「殺処分がかわいそう」と、捕獲した野良猫3匹を逃がし、同法違反(遺棄)容疑で書類送検され、不起訴(嫌疑不十分)になった。(インターネットより記事引用)

記事(産経ニュース)②

「自力で生きられるネコは逃がして」

動物保護センター支所長を書類送検 警官に遺棄教唆容疑

(2014年5月16日13時51分)

警察官に対し、保護した捨て猫を逃がすよう唆したとして、愛知県警が4月に動物 愛護管理法違反(遺棄)の教唆容疑で、県動物保護管理センター知多支所(同県半田市)の男性支所長(53)を書類送検していたことが16日、県警への取材で分かった。猫を逃がした県警東海署会計課の男性署員(59)も同法違反容疑で書類送検した。

県警によると、動物保護機関の職員が同法違反で送検されるのは異例。

支所長の書類送検容疑は、捨て猫を逃がすよう署員を唆した疑い。署員は近くの野原に猫を遺棄したとしている。

県警によると、昨年10月、同県大府市の動物病院職員が病院入り口前で雌の子猫を発見し、同署に届け出た。署員が支所長に保護を依頼すると「自力で生きられる猫は逃がしてください」と指示され、従ったという。(インターネットより記事引用)

動物愛護業務強化検討会開催要領

健康福祉局食品生活衛生課

1 趣旨

平成23年度の致死処分数が全国最多となったことに伴い設置した広島県動物愛護管理推進協議会作業部会による「致死処分数削減に向けた取組みについて」の報告を受け、県内の定時定点業務及び譲渡の促進等の動物愛護業務の具体的な施策について総合的、抜本的に検討する。

2 開催時期. 回数及び場所

(1)動物愛護業務強化検討会

平成26年5月~9月(計4回)

第1回:動物愛護センター(三原市本郷町)

第2~4回: 県庁(広島市中区)

(2)動物愛護先進地視察

平成26年7月上旬

熊本市及び横浜市(2カ所予定)

3 検討内容等

- (1)動物愛護に関する現状及び課題について
- (2) 致死処分数減少に向けた定時定点の見直しについて
- (3) 動物愛護先進地視察について
- (4) 啓発事業強化に係る動物愛護講演会について
- (5)譲渡の促進について
- (6) その他

4 構成要員(外部委員5名, 計7名)

学識経験者 (1名)

県議会議員 (2名)

獣疾師会 (1名)

動物愛護団体(1名)

関係行政機関(2名)

構成要員

氏名	所属	役職名	備考
福本幸夫	帝京科学大学元教授		
岡﨑哲夫	広島県議会議員		
伊藤真由美	広島県議会議員		
寺川康彦 公益社団法人広島県獣医師会		専務理事	
宮崎誠	公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支部	支部長	
藤井光子	広島県動物愛護センター	所長	
積山 宝	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課長	

(敬称略)

動物愛護業務強化検討会タイムスケジュール

	5月		6月		7月	8月		9月			10 月以降	
行事予定		第1回検討会		第2回検討会	先進地視察	第3回検討会		第4回検討会		報告書まとめ		必要があれば予算要求